

入会規則

(2017年9月28日制定)

一般社団法人日本シュタットベルケネットワーク

(目的)

第1条 この規則は、本ネットワークの入会に関する事項を定める。この規則に定めのない事項については、理事会で定めるところによる。

(種別)

第2条 本ネットワークの会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

1. 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
2. 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会資格)

第3条 本ネットワークの入会資格は原則として次の条件を満たすものとする。

1. 正会員の入会資格
 - 本ネットワークの目的・趣旨をよく理解し、本ネットワークの主催運営する活動・行事に積極的に参加できるもの
 - 日本シュタットベルケネットワーク設立趣意書に賛同すること
 - 特定の地域で電力、ガス、廃棄物処理、上下水道、地域交通、通信などのような社会インフラ・サービス事業に関わっているもの
 - 地域行政が資本参加、又は事業運営の協力および参画を受けているもの
 - 短期利益追求ではなく、事業の経済性と公益性の両立を通じて地域活性化を事業目的とするもの
2. 賛助会員の入会資格
 - 本ネットワークの目的・趣旨をよく理解し、本ネットワークの主催運営する活動・行事に積極的に参加できるもの
 - 日本シュタットベルケネットワーク設立趣意書に賛同すること
3. 個人の場合は、成人であること
4. 罰金以上の刑事裁判を受けたことがないもの、または罰金以上の刑事裁判（複数ある場合には直近のもの）を受けてから5年以上経過したもの
5. 不正競争防止法、その他の法令に違反する目的・態様で参加される疑義が認められないこと
6. 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為をする疑義が認められないこと
7. 宗教の宣伝を含む宗教的行為、及び宗教団体の設立・活動、宗教団体への加入等宗教上の結社に関する行為をする疑義が認められないこと
8. ネットワークビジネスに現在関与しておらず、または過去において関与したことがないこと

9. 第4条で定める反社会的勢力及びそれに準じるものでないこと

(反社会的勢力)

第4条 次の条件も含め、反社会的勢力及びそれに準じるものの入会を認めない。

1. 本ネットワークの入会に際し、会員本人が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しないもの、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。
2. 本ネットワークが会員に対し前項に該当するか否かを判定するために調査を要すると判断した場合、本ネットワークの求めに応じてその調査に協力し、これに必要な本ネットワークが判断する資料を提出しなければならない。
3. 会員が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告その他の手続を要することなく、本ネットワークの会員資格を即時解除することができる。
4. 本ネットワークが前項の規定により、本ネットワークの会員資格を解除した場合には、本ネットワークはこれによる会員の損害を賠償する責を負わない。
5. 本ネットワークの会員資格を解除した場合、本ネットワークから会員に対する損害賠償請求を妨げない。

(入会手続)

第5条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第6条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(届出事項の変更)

第7条 会員は、所属する企業名や所在地等変更があった場合は速やかに本ネットワークの運営事務局に報告しなければならない。

(禁止事項)

第8条 会員は、次に掲げる行為を行うことを禁止する。

1. 本ネットワークに、虚偽の情報を提供すること
2. 本ネットワーク及び本ネットワークの会員を誹謗・中傷する行為

3. 本ネットワークの運営を妨害する行為
4. 本ネットワークに類似もしくは競合する事業を行なうこと
5. 会費の納入を継続して半年以上滞納すること
6. 本ネットワークを利用して選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為をすること
7. 本ネットワークを利用して宗教の宣伝を含む宗教的行為、及び宗教団体の設立・活動、宗教団体への加入等宗教上の結社に関する行為をすること
8. 本ネットワークを利用してネットワークビジネス及びそれに類するビジネスの営業行為を行うこと
9. 会員に提供される会員情報その他を本ネットワークの許可なく、第三者（他人または他の団体）に譲渡または配布・閲覧すること
10. 営利目的で、本ネットワークの名称および情報を使用すること

（任意退会）

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

1. この定款その他の規則に違反したとき
2. 本ネットワークの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
3. その他の除名すべき正当な事由があるとき

尚、除名処分をする場合、当該会員に除名理由を説明しない。

（会員資格の喪失）

第11条 前二条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 会費の納入が継続して半年以上されなかったとき
2. 総正会員が同意したとき
3. 当該会員が死亡し、又は解散したとき

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第12条 会員が前三条の規定によりその資格を喪失したときは、本ネットワークに対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

本ネットワークは、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(本ネットワークの廃止)

第13条 本ネットワークは、天災、地変、法令の制定・改廃、行政指導、社会情勢の変化又は本ネットワークの都合により必要と認められる場合には、サービスの一部又は全部の利用を制限し又はこれらを一時休止もしくは廃止することができる。この場合、本ネットワークは会員に対して賠償の責任を負わないものとする。

(個人情報の扱い)

第14条 本ネットワークは、会員の情報を厳重に取り扱うものとし、本ネットワークにかかわる活動目的においてのみ利用するものとする。

(規則内容の変更手続)

第15条 本規則は、理事会の決議により、予告無く変更できるものとする。

附則 (2017年9月28日)

本規則は、2017年9月28日から実施する。